

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

**佐賀県人事委員会規則第12号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表（第1条、第2条関係）		別表（第1条、第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
本庁	略	本庁	略
	知事部局（出納局を含む。）		知事部局（出納局を含む。）
	部長 理事 情報統括監 医療統括監 局長 会計管理者 副部长 政策総括監 <u>政策調整監</u> (甲) さがデザイン総括監 税政総括監 企業立地総括監 副局长 スポーツ総括監 出納局長 課長 センター長 室長 <u>政策調整監(乙)</u> 調整監 推進監 副課長 副センター長 副室長（行政経営室） 秘書担当の係長（秘書課） 法制担当の係長（法務私学課） 人事、給与、サービス、職員団体又は厚生福利担当の係長（人事課） 人事、給与若しくはサービス担当（企画に関する事務の担当に限る。） 又は職員団体担当の主査、副主		部長 理事 情報統括監 医療統括監 局長 会計管理者 副部长 政策総括監 <u>さがデザイン総括監</u> 税政総括監 企業立地総括監 副局长 スポーツ総括監 出納局長 課長 センター長 室長 <u>政策調整監</u> <u>さがデザイン推進監</u> 調整監 推進監 副課長 副センター長 副室長（行政経営室） 秘書担当の <u>企画主幹及び係長</u> （秘書課） 法制担当の <u>企画主幹及び係長</u> （法務私学課） 人事、給与、サービス、職員団体又は厚生福利担当の <u>企画主幹及び係長</u> （人事課） 人事、給与若しくはサービス担当（企画に関する事務の担当に限

改正前			改正後		
		査及び主事（人事課）			る。）又は職員団体担当の <u>主任主査、主査、副主査</u> 及び主事（人事課）
	教育委員会事務局	理事 副教育長 教育庁危機管理・広報総括監 課長 室長 参事（教職員課に置かれるもので、人事・服務又は職員団体を担当するものに限る。） 副課長 人事主幹 人事又は給与担当の係長（教育総務課） 県立学校人事、小中学校人事、働き方改革推進、法規、給与又は健康管理担当の係長（教職員課） 人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。） 又は職員団体担当の管理主事、主査、副主査及び主事（教職員課）		教育委員会事務局	理事 副教育長 教育庁危機管理・広報総括監 課長 室長 参事（教職員課に置かれるもので、人事・服務又は職員団体を担当するものに限る。） 副課長 人事主幹 人事又は給与担当の係長（教育総務課） 県立学校人事、小中学校人事、働き方改革推進、法規、給与又は健康管理担当の係長（教職員課） 人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。） 又は職員団体担当の管理主事、 <u>主任主査、主査、副主査</u> 及び主事（教職員課）
	略			略	
	人事委員会事務局	事務局長 副事務局長 人事主幹 係長 公平審査又は給与勧告担当の <u>主査、副主査</u> 及び主事		人事委員会事務局	事務局長 副事務局長 人事主幹 係長 公平審査又は給与勧告担当の <u>主任主査、主査</u> 及び主事
	略			略	
現地機関	略		現地機関	略	
	療育支援センター	所長 副所長 <u>総務課長</u>		療育支援センター	所長 <u>統括副所長</u> 副所長 課長（所長又は統括副所長が指定

改正前			改正後		
					する者に限る。)
	略			略	
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。